○産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理業の許可申請を行おうとする方へ

（許可申請書の提出先について）

**１　許可申請を行うにあたって**

①　産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の収集運搬又は処分を業として行おうとする事業者は、その区域　を管轄する都道府県知事の許可を受けなければなりません。

② その際、収集運搬業者においては、産業廃棄物を積み込む場所（排出先）と降ろす場所（処分先）の両方に係る都道府県知事の許可を取得しなければなりません。ただし、指定都市等の区域内において積替え・保管を行おうとする場合には、都道府県知事の許可とは別に積替え・保管を行おうとする指定都市等の長の許可が必要です。

③　また、ある都道府県内において、産業廃棄物を積み込む場所・降ろす場所（積み降ろし地）が一つの指定都市等の区域内に限られる場合に必要な許可は、都道府県知事ではなく、その積み降ろし地を管轄する指定都市等の長の許可となります。

④ 富山県内においては、富山市が指定都市等に該当します。このため、富山県知事の許可は、(ｱ)富山市内で積替え・保管を行わない場合には富山市を含む県内全域で有効であり、(ｲ)富山市内で積替え・保管を行う場合には、富山市を除く富山県内で有効となります。(ｳ)また、富山市長の許可は、富山県での積み降ろし場所が富山市内に限られる場合及び富山市内で積替え・保管を行う場合において富山市内で有効となります。

⑤ 従って、申請書の提出先は、産業廃棄物の積み降ろしを行おうとする区域により、下の図のとおりとなります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **富山県内における産業廃棄物の積み降ろし地** | | **申請書の提出先** |
|  | **富山市内での積替え・保管** |
| **富山市内のみ** |  | **富山市** |
| **富山市以外の富山県内** |  | **富山県** |
| **富山県内全域**  **(富山市を含む県内全域)** | **行う** | **富山県、富山市** |
| **行わない** | **富山県** |

（許可申請手続き等について）

**２　許可申請の手続きは？**

①　申請者は、以下のことについて十分了知しておいて下さい。

・　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、｢法」という。）を熟知すること。

・　（特別管理）産業廃棄物処理業の許可申請に関する新規（更新）講習会を受講し修了していること（講習会修了証は、新規５年間、更新２年間で有効となります。）

　　・　法に定める「欠格要件」に該当しないこと。

②　申請手続きについて

・　申請に必要な添付書類をそろえて下さい。（登記簿謄本、納税証明書等）

・　申請書類を作成して下さい。（ボールペン等（鉛筆は不可）で記入して下さい。なお、修正液等での修正はしないで下さい。）

・　上記申請書一式を揃えて、正本として下さい。

・　上記正本をコピーし、副本を作成して下さい。（※この副本については返却しませんので、申請者においてもう一部コピー等を行い、控えを保管しておいて下さい。なお、正本及び副本については、フラットファイルに綴じて提出して下さい。）

・　申請書の提出については、輸送時におけるトラブル等を防止するため、直接富山県庁あるいは富山市役所へ持参して下さい。

③　許可申請手数料の納入方法

・　許可に係る審査手数料の納入方法は、富山県の場合は富山県収入証紙、富山市の場合は銀行振込です｡

なお、収入証紙は、書類の不備が無いことの確認を受けるまでは申請書に貼付しないで下さい。

④　許可までに要する期間

・　標準的な審査期間は、正式に申請書を受理してから約30日間です。

（許可申請手数料について）

**３　許可申請手数料は？**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ※許可申請手数料 | 産業廃棄物収集運搬業 | 新規許可申請 ８１,０００円  更新許可申請 ７３,０００円  変更許可申請 ７１,０００円 |
|  |
|  |
|  | 特別管理産業廃棄物収集運搬業 | 新規許可申請 ８１,０００円  更新許可申請 ７４,０００円  変更許可申請 ７２,０００円 |
|  |
|  |
|  | 産業廃棄物処分業 | 新規許可申請 １００,０００円  更新許可申請 ９４,０００円  変更許可申請 ９２,０００円 |
|  |
|  |
|  | 特別管理産業廃棄物処分業 | 新規許可申請 １００,０００円  更新許可申請 ９５,０００円  変更許可申請 ９５,０００円 |
|  |
|  |

○許可取得後に必要な手続き等

（処理業の更新許可申請について）

**１　処理業を許可期限経過後も継続する場合**

①　許可の有効期限は、新規あるいは更新許可の日から**原則として５**年間です。許可証に記載してある許可の有効期限の日を過ぎると、許可は失効します。

② 有効期限後も引き続いて業を行おうとする場合には、更新許可申請を行い、許可を受ける必要があります。

③　許可期限の２年前から更新許可申請までの間に、産業廃棄物処理業の更新許可講習会を修了して下さい。

（事業範囲の変更許可申請について）

**２　事業の内容を変更する場合**

①　現在許可を受けている事業の内容を変更する場合（許可品目の追加、処理方法の変更、追加）は、あらかじめ事業範囲の変更許可を受けなければなりません。許可を受けていない廃棄物を処理した場合（例えば、がれき類の許可しか有していない収集運搬業者が、木くずの収集運搬を行った場合）には、無許可変更となり、罰則が科せられます。

② 　収集運搬業に処分業を追加したり、産業廃棄物処理業に特別管理産業廃棄物処理業を追加しようとする場合などは、それぞれの業種の新規許可を受けなければなりません。

**※　更新又は変更の許可を受けた場合には、旧許可証を返納し、それと引換に新しい許可証を交付します。**

（産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業変更（廃止）届出について）

**３　事業を廃止した場合、または社名等を変更した場合**

① 　許可を受けた者が、事業の全部または一部を廃止したとき、または住所、役員、車両等の事項を変更した場合、富山市から新たに積替え・保管の許可を受けた場合又はこれまで受けていた積替え・保管の許可を廃止した場合には、｢産業廃棄物処理業廃止（変更）届出書（様式第十一号）｣､「特別管理産業廃棄物処理業廃止(変更)届出書（様式第十七号）｣により、廃止または変更後10日以内に届出をしなければなりません。（届出を怠った場合は、届出義務違反となります。）

なお、許可を受けたものが法人のとき、法人の登記事項証明書の添付が必要な変更届出については、変更後30日以内に届出をしてください。

**※　許可証の記載事項の変更については、産業廃棄物処理業許可証再交付等申請書の提出により許可証の書換えを受けることができます。**

② 　現在個人で許可を取得している方が、新たに法人を設立し、個人で行っていた処理業を法人で継続して行いたいときは、法人として改めて新規許可申請を行う必要があります。（代表者あるいは役員が受講した新規許可講習会の修了証が必要となります）。

|  |  |
| --- | --- |
| 廃止届出 | 添付書類等 |
| 事業の全部廃止 | 許可証（原本）**※廃止の場合には許可証の返納が必要です。** |
| 事業の一部廃止 | 許可証の写し |

|  |  |
| --- | --- |
| 変更届出 | 添付書類等 |
| 氏名又は名称 | (個人)住民票(本籍地入り)、成年後見登記制度に登録されていないことの証明書、法第14条第５項第２号イからヘまでに該当しない旨を記載した書類  (法人)定款（又は寄附行為）、商業登記簿謄本 |
|
| 役員又は政令で定める使用人、百分の五以上の株主又は出資者 | 新たに役員となった方の住民票(本籍地入り)（株主又は出資者が法人である場合は商業登記簿謄本）、成年後見登記制度に登録されていないことの証明書、法第14条第５項第２号イからへまでに該当しない旨を記載した書類 |
|
| 住所、事務所及び事業場の所在地 | 商業登記簿謄本、付近見取り図、土地登記簿謄本 |
| 事業の用に供する施設（運搬車両､駐車場、積替え保管場所等）並びにその設置場所、構造又は規模等 | (車　両)車両一覧表(全車両)、写真及び車検証の写し(新規の車両のみ)  (その他)構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書、**所有権（所有権がない場合は使用の権原）を証する書類**など許可申請時に添付した書類のうち当該変更に係るもの |
|
|

（帳簿の記載について）

**４　処理状況の把握**

許可を受けた処理業者は、帳簿を備えて、下記の事項を産業廃棄物の種類ごとに記載し、産業廃棄物の処理状況を把握しておかなければなりません。

○収集運搬 ○処分

１ 収集又は運搬年月日 １ 受入れ又は処分年月日

２ 受入先ごとの受入量 ２ 受け入れた場合には、受入先ごとの受入量

３ 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 ３ 処分した場合には、処分方法ごとの処分量

４ 積替え又は保管を行う場合には、積替え又 ４ 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。)後の

は保管の場所ごとの搬出量　等 　　　　廃棄物の持出先ごとの持出量　等

（県外産業廃棄物搬入に係る事前協議）

**５　県外から産業廃棄物を搬入するときは**

①　他県で発生した産業廃棄物を県内に搬入する場合には、富山県(富山市)産業廃棄物適正処理指導要綱に基づき、県外の排出事業者は富山県知事(富山市長)との間で事前協議を行い、承認を得なければいけません｡

②　また、運搬業者及び県内の処分業者は、富山県知事(富山市長)が承認した産業廃棄物でなければ県内　　 に搬入及び処分することはできません。

（産業廃棄物の処理に係る委託契約について）

**６　委託基準に従って適切に委託契約を締結しましょう。**

①　廃棄物処理法では、排出事業者が、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合における基準を定めており、この委託基準に従って、排出事業者と処理業者との間で委託契約を締結しなければなりません。

②　委託契約は、必ず書面により行い、その委託契約書には、(1)委託する産業廃棄物の種類及び数量、(2)運搬を委託するときは運搬の最終目的地の所在地、(3)処分・再生を委託するときはその場所の所在地、方法及び施設の処理能力、(4)委託契約の有効期間、(5)委託者が受託者に支払う料金などが記載されていなければなりません。なお、運搬及び処分業者がそれぞれ別の場合、排出事業者は、それぞれの業者と直接契約を締結することとされています。（二者契約）

（産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度について）

**７　不法投棄防止の為マニフェストを適切に運用しましょう。**

①　排出事業者が産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、その産業廃棄物の種類、数量、性状、運搬業者名、処分業者名、取扱い上の注意事項等を記載した「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」の交付が義務付けられています。

②　本制度は、工場や建設業者など産業廃棄物の処理を委託する事業者が、産業廃棄物の収集運搬、処分の流れを自分で把握し、不法投棄の防止などの適正な処理を確保することを目的にしています。

③　本制度については、紙の伝票によるもの（紙マニフェスト）のほかに、パソコンと電話回線を利用した電子マニフェストシステムも選択できます。

④　紙マニフェストの購入については、(一社)富山県産業資源循環協会で取り扱っています。

⑤　なお、平成13年４月１日より、排出事業者は、産業廃棄物が適正に最終処分されたかを確認するため、マニフェストによる最終確認が義務づけられています。

（収集運搬車に係る表示及び書面の備え付けについて）

**８　平成17年４月１日から収集運搬車に係る表示及び書面の備え付けが義務付けされました。**

①　産業廃棄物の収集運搬時には、Ａ：産業廃棄物収集運搬の用に供する運搬車である旨、Ｂ：氏名又は名称、Ｃ：許可番号下６桁（自社運搬の場合不要。）を車体の両側面に鮮明に表示しなければなりません。（文字の大きさは、Ａは５cm以上、Ｂ及びＣは３cm以上。）

②　さらに、次の書面を運搬車に備え付けなければなりません。

許可業者の場合：　a　産業廃棄物収集運搬業許可証の写し、b　産業廃棄物管理票（マニフェスト）自社運搬の場合：　氏名又は名称、住所、運搬する産業廃棄物の種類及び量、産業廃棄物の積載日、　　積載した事業場の名称、所在地及び連絡先、運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先を記載した書面

問い合わせ先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |
|  | ・富山県生活環境文化部環境政策課 TEL 076-444-9618 FAX 076-444-3480 | | |
|  | 〒930-0005 富山市新桜町５-３（第２富山電気ビルディング８階） | | |
|  |  | | |
|  |  | | |
|  | ・富山市環境部環境政策課 TEL 076-443-2053 FAX 076-443-2122 | | |
|  | 〒930-8510 富山市新桜町７-３８ | | |
|  |  | | |
|  | ・（一社）富山県産業資源循環協会 TEL 076-425-8663 FAX 076-425-8665 | | |
|  | 〒930-0083 富山市総曲輪２-１-３（富山商工会議所ビル６階） | | |
|  |  | | |
|  | ・東京法務局民事行政部後見登録課　　　　　　TEL 03-3214-6231 | | |
|  | 提出書類郵送先 | | |
|  | 〒102-8225 東京都千代田区九段南１-１-１５　九段第２合同庁舎（７階） | | |
|  | （詳細については、最寄の法務局でお尋ね下さい。） | | |
|  |  | | |
|  | ・富山地方法務局　　　　　　　　　　　　　　TEL 076-441-0550（代表） | | |
|  | 〒930-0856 富山市牛島新町１１番７号（富山合同庁舎１階） | | |
|  |  | | |
|  | ○なお、講習会及び電子マニフェストシステムについては、 | | |
|  | （公財）日本産業廃棄物処理振興（ＪＷ）センターまで、お問い合わせください。 | | |
|  | 講習会について　TEL 03-5807-5913（教育研修部）  　　　　　　電子マニフェストについて　TEL 0800-800-9023  　　ＪＷセンターのＨＰ：https://www.jwnet.or.jp/index.html | | |